

埼玉県立 越谷特別支援学校
いじめの防止基本方針

平成 29 年 9 月改定

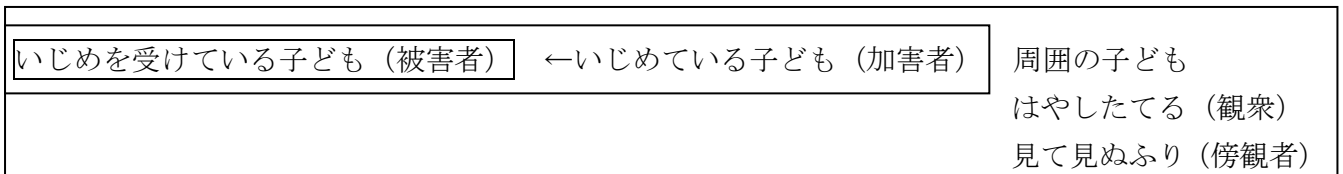
はじめに

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであるが、決して許されないことである。本校では、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるということを認識し、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、「埼玉県立越谷特別支援学校いじめの防止基本方針」を策定する。

この基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条の規定、「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年7月改定）に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

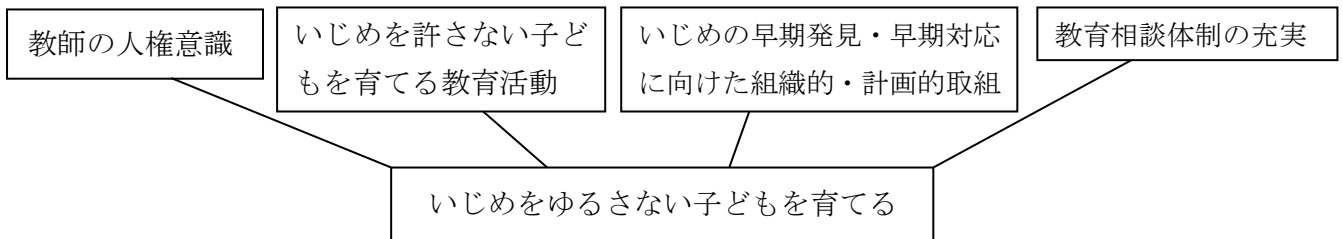
第1 いじめの未然防止のための取り組み

いじめの構造



—いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものです—

■いじめを許さない学校・学級づくり



■いじめの未然防止に向けての手だて

○学級経営を充実させる

- ・子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人ひとりの良さが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ・子どもの自発的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。
- ・児童生徒の実態を欠席・遅刻・早退の日数等から把握する。

○授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業作りを進める。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して子ども達の学び合いを保障する。

○道徳・人権教育

- ・いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業

を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。

- ・思いやりや、生命・人権を大切にす指導の充実に努める。

○学級活動・自立活動・学年学部活動

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。
- ・話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンターなどの社会性を育てるプログラムを活用し、学習する。
- ・人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面したときの対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニングなどを活用し、学習する。
- ・学年学部の行事を通して、自己と他者の気持ちや違いの理解を深め、集団活動に取り組むことのできる力の育成を図る。

○学校行事

- ・子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

○委員会活動及び生徒会活動

- ・子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、委員会や生徒会活動を進める。

第2 いじめ早期発見への取り組み

■いじめを発見する手だて

○教師と子どもとの日常の交流を通じた発見

- ・連絡帳や、休み時間や昼休みなどに、気になる様子に目を配る。

○複数の教員の目による発見

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して子ども達に関わることにより、発見の機会を多くする。

○アンケート調査

- ・年1回11～12月に実施する。

○教育相談を通じた把握

- ・年3回（5、10、2月）の個別面談の実施や、子どもや保護者が希望をする時には面談できる体制を整えておく。

○委員会や生徒会が主体となった取り組み

- ・委員会や生徒会活動により、児童生徒が自発的、自治的な活動に取り組めるように支援する。

■学級内の人間関係を客観的にとらえる

- ・学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展するケースがあるため、教師間の情報交換や教職員研修会（12月）で確認をする。

■いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ・いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを、日頃から指導する。
- ・関係機関（いじめ対策室・市町村や警察の相談機関等）へのいじめへの訴えや相談方法を家庭や

地域に周知する。

①教職員対象アンケートの実施（チェックポイントによる確認）

〈いじめ発見のチェックポイント〉

	観察の視点	あてはまる子の名前
登下校	<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる。	
	<input type="checkbox"/> 挨拶や出席確認の時に返事がない、または声が小さい。 <input type="checkbox"/> 沈んだ表情や緊張した様子をしている。	
授業	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> 内緒話をされている。 <input type="checkbox"/> 活動の際に、周囲から嘲笑が起きる。 <input type="checkbox"/> 不調を訴え、保健室に行くことが増える。	
休み時間	<input type="checkbox"/> いつも一人でポツンとしている。 <input type="checkbox"/> 笑顔が見られずおどおどしている。 <input type="checkbox"/> 保健室に行く回数が増える。 <input type="checkbox"/> 授業が始まっても教室に戻りたがらない。	
給食時	<input type="checkbox"/> 給食を食べない、食欲がない。	
学校生活 全般	<input type="checkbox"/> 一人で離れて活動している。	

②児童生徒対象アンケートの実施

〈学校生活アンケート〉

このアンケートは、皆さんが安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。今の学校生活の状態について、あてはまるものに○をつけてください。

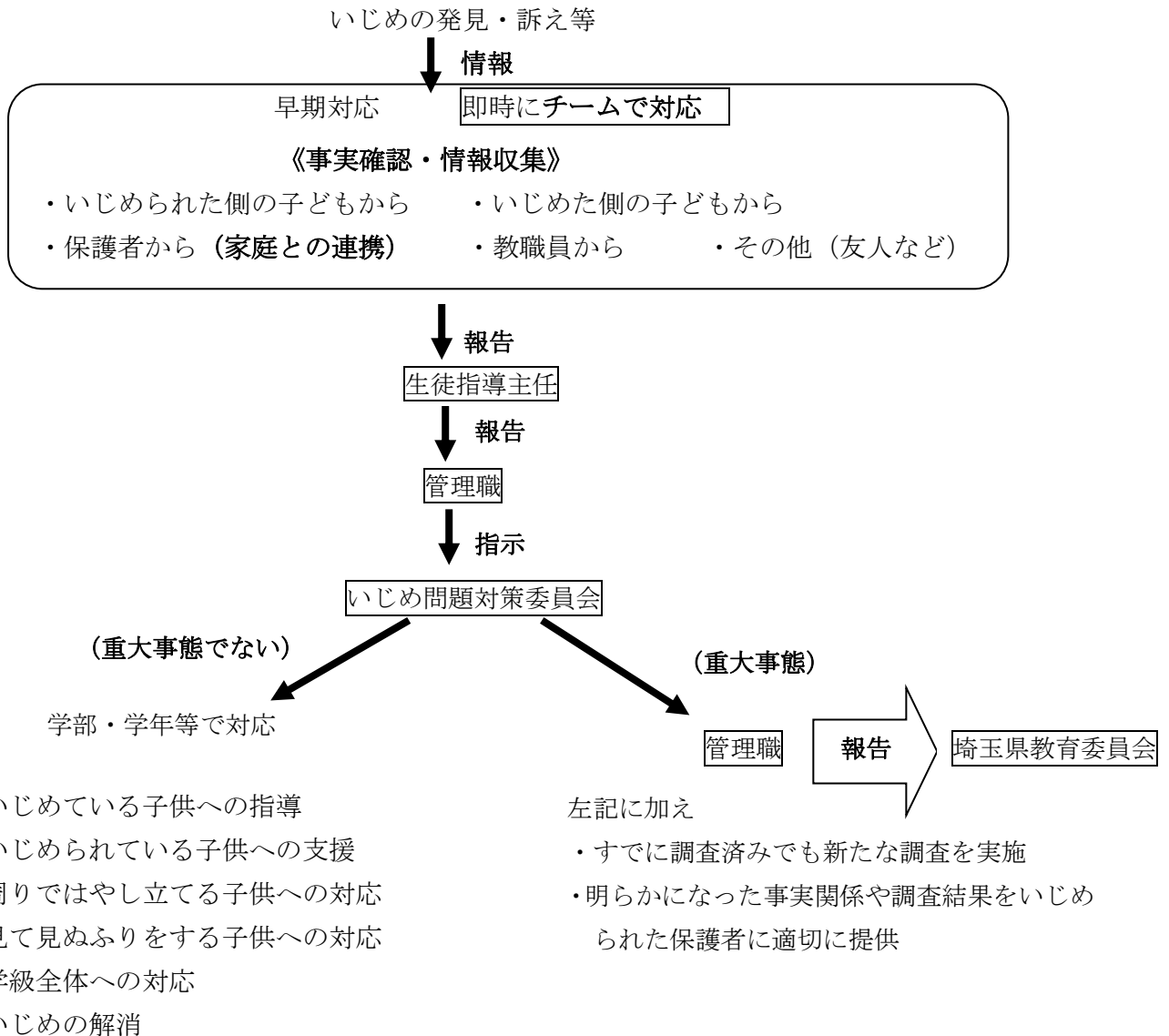
小学部()・中学部()・高等部()

男()・女()

- 無視されたり、仲間はずれにされたと感じたりすることはありますか。
ある()・ない()
- ひやかしやからかい、悪口やおどしなどを言われたと感じたことはありますか。
ある()・ない()
- 自分の持ち物を隠されたり、勝手に使われたりしたことがありますか。
ある()・ない()
- わざとぶつかられたり、遊びのふりをしてたたかれたりしたことがありますか。
ある()・ない()
- あなたの悪口をメールで送られたりしたことはありますか。
ある()・ない()
- あなたの友だちで、いじめにあってつらい気持ちで生活をしている人はいますか。
ある()・ない()

第3 いじめの早期解決への取り組み

児童生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指し、いじめ問題を発見した時は家庭との連携を図り、今後の指導や防止に生かす。



※重大事態とは いじめ防止対策推進法第28条より

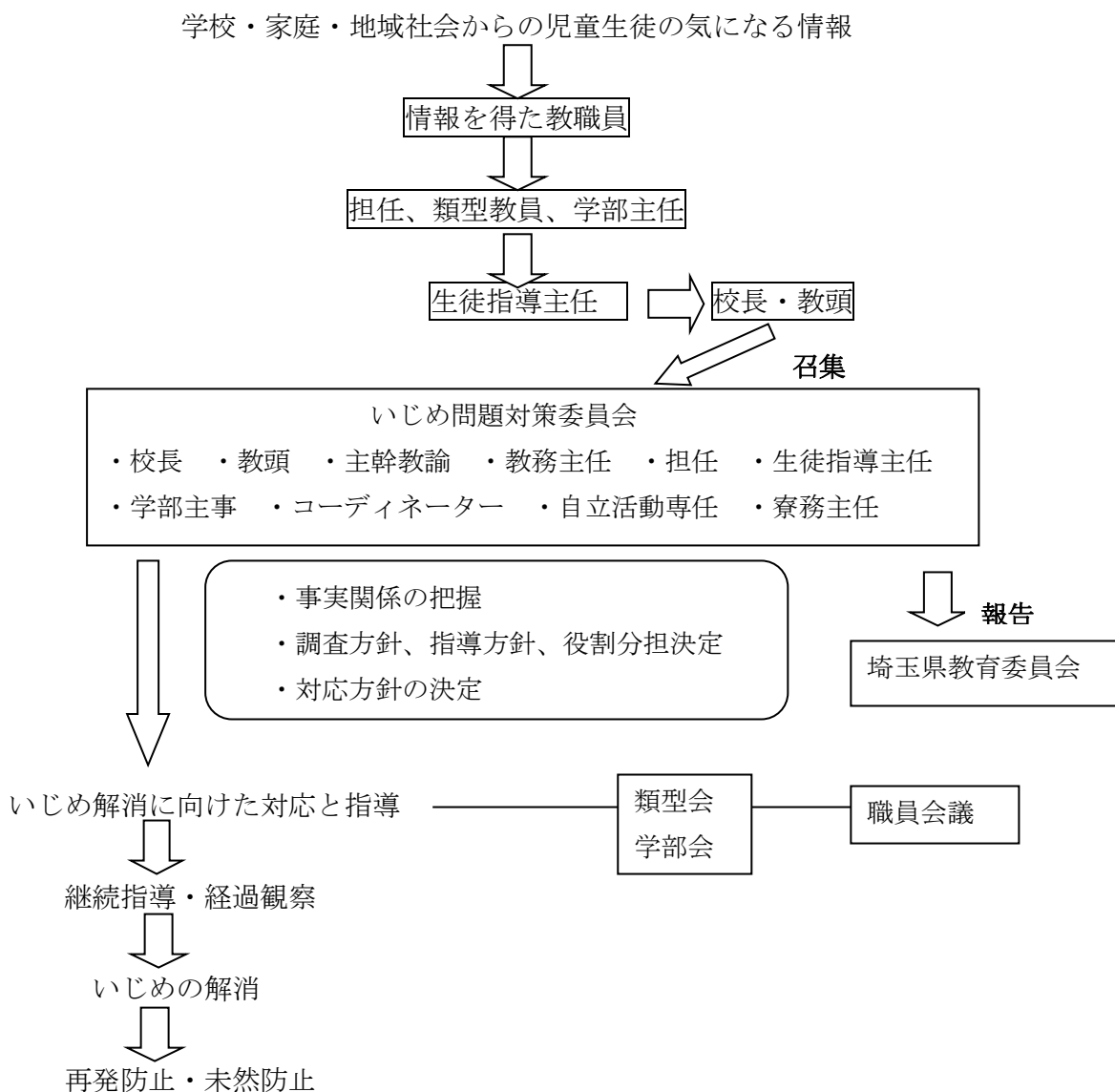
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめにより重大な被害が生じたという申出が児童生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止対策推進法13条に基づき、本校にいじめ問題対策委員会を設置する。この委員会の構成員は、企画委員会のメンバーを充て、個々の事案により、学級担任が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家を県教育委員会に要請する。

〈越谷特別支援学校いじめ問題対策委員会〉



【関係機関との連携】

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・市町村教育相談
- ・児童相談所
- ・よい子の電話教育相談
- ・子どもスマイルネット
- ・福祉事務所
- ・少年補導センター
- ・児童民生委員
- ・警察署
- ・家庭裁判所
- ・人権擁護委員等

第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

(いじめ防止対策推進法第28条)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態への対処の流れ

■重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・生徒児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

■重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は埼玉県教育委員会を通じて埼玉県知事へ、事態発生について報告する。

■調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに埼玉県教育委員会を通じて埼玉県知事に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと埼玉県教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、埼玉県教育委員会の問題調査審議会において調査を実施する。本校が調査主体となる場合、埼玉県教育委員会との連携を図りながら実施する。

■調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、対策委員会を母体とした組織を設置する。この場合、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

■事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

■自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成27年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

第6 年間行事予定

	小学部	中学部	高等部
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生歓迎会やオリエンテーションで、コミュニケーションを取り、仲間の理解を深める。 ・各学部、各学年、各類型における児童生徒情報の共有。指導記録の引き継ぎ。 ・企画委員会：「平成26年度年度学校基本方針」策定、実施。 		
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の時間を活用した人権意識を高める学習 ・個別面談 		<ul style="list-style-type: none"> ・LHRを利用しての他者理解 ・個別面談
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・他人とのかかわりに関することとして「彩の国の道徳」を活用した時間 		<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルスキルトレーニングを活用して、円滑な意思疎通のあり方の学習・実践
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「心のノート」を活用した学び 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・自然等とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間 		<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年のネットモラル啓発DVD」によるネットいじめ防止及びネット利用啓発 ・チェックポイントによる確認 ・個別面談
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・個別面談 		
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒対象いじめアンケート調査 ・いじめ撲滅強調月間のお知らせ 		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒対象いじめアンケート調査 ・いじめ撲滅強調月間の取組（人権作文や標語の作成・掲示）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒対象いじめアンケートの集計・結果公示 ・いじめ防止研修 ・教職員対象いじめアンケートによるチェックポイント確認 		
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・企画委員会、職員会議「学校いじめ防止基本方針」年間評価 		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員会において基本方針の協議（いじめ問題対策委員会）及び公表 ・人権教育授業を、各学部で児童生徒の実態に応じて実施 		

	<ul style="list-style-type: none">・チェックポイントによる確認・個別面談
3月	<ul style="list-style-type: none">・企画委員会において、今年度の成果課題の検討及び新年度の取組を検討、職員会議で提案。・小・中・高等部の情報連携や引き継ぎ